

第二節 新技術を利用した事業活動の支援

(中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力)

第十九条 国等は、特定補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るように努めなければならない。

【趣旨】 本条は、中小企業者等が新技術を利用して事業活動を行うことを支援するためには、特定補助金等の中小企業者等への交付を増大させることにより事業化につながる研究開発を促進することが極めて重要であることから、国等による努力規定を設けたものである。

【解説】 中小企業者等(用語の解説参照。)に対する支出の機会の増大を図るとは、中小企業者等を対象とした特定補助金等の額の増大を図るとともに、一般を対象とした特定補助金等の交付に当たり中小企業者等が不当に閉め出されないようにすることであり、具体的には特定補助金等の申請時における大企業・中小企業間の情報収集力の格差や、申請事務に係る人的経営資源の不足を解消するために、公募情報の積極的な提供や、公募に対する十分な準備期間の確保、申請手続の簡素化を図ること等が挙げられる。「国等」及び「特定補助金等」については、それぞれ第二条第八項及び第九項の解説参照。)

【用語の解説】

「中小企業者等」

中小企業者及び事業を営んでいない個人を指す(第三条第二項第三号イ)。第三章第一節に規定する経営革新に係る「中小企業者等(第九条第一項)」とは異なる。

「予算の適正な使用に留意し」

国等が本条に基づいて中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大につき努力を行うにあたり、会計法令に準拠し、特定補助金等の交付対象企業間の公平性が保たれるよう配慮するべきであるとともに、国等のそれぞれの機関の目的や特定補助金等の内容に配慮しなければならないという趣旨である。

(中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の作成等)

第二十条 国は、毎年度、特定補助金等の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための支出の目標等の方針を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

【趣旨】 基本方針(第三条第二項第三号イ)に掲げる中小企業技術革新制度につき、国として総合的かつ計画的に推進するための交付の方針の作成等について定めたもの。

【解説】

(第1項) 前条の特定補助金等の支出機会の増大を図り、基本方針の精神を更に実効あらしめるためには、中小企業者等に対する支出目標額の設定や、交付にあつての情報提供や申請書類作成の負担軽減、外部評価の積極活用などの取組等に代表される「中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るため」の措置等を盛り込んだ国としての方針(以下「交付の方針」という。)を毎年度策定することが効果的であると考えられるため、当該交付の方針を毎年度当初を目標に定めていくこととしている。

なお、特定補助金等の支出目標額は、「毎年度、(中略)国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して」とあることから、年一回、通常予算について立てられるべきものと解される。よって臨時かつ緊急に編成される補正予算について特定補助金等が指定された場合は、目標設定の考慮に入り得ないので、年度途中で目標を変更することは想定していない。ただし、補正予算に係る特定補助金等の支出実績については、次条の集計の対象にはなる。

(第2項) この交付の方針を具体的に決定する方法については、予算の適正な執行を期するために財務大臣が各省各庁の長(衆議院議長、最高裁長官、会計検査院長を含む)に対して必要な指示を行う場合に閣議決定を前提としている例(会計法第四十六条第一項)にかんがみ、同様に閣議決定によることとしている。交付の方針の案については、経済産業大臣が中小企業担当大臣として作成し、案の実効性と妥当性を確保するために、特定補助金等の交付に当たる各省各庁の長等に予め協議すべきこととした。特定独立行政法人等は実際に特定補助金等を交付する者であるが、経済産業大臣が直接当該特定独立行政法人等の長に協議することとはせず、当該法人を所掌する主務大臣に協議することとしている。

(第3項) 交付の方針が閣議決定された後、特定補助金等の交付業務に当たる者に当該方針に則した努力を行うよう呼びかけるとともに、特定補助金等の交付を受けるための中小企業者等の自主的努力を促すための情報提供として、官報告示やプレス発表等によりその要旨を公表するものとする。

(国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)

第二十一条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

【趣旨】 経済産業大臣が前条の交付の方針案を作成し、または次条の要請を行うためには、国等における特定補助金等の交付の実態を把握しておく必要があるため、本条を設けたもの。

【解説】

(第1項) 中小企業庁設置法第四条第二項に「中小企業庁は、中小企業に関係がある事項に関し、行政庁に対し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、且つ、行政庁に対し意見を述べることができる。」と規定されていることから、本条を設けなくても個別に中小企業大臣として経済産業大臣が各省各庁の長等に実績の概要の提供を求めることは可能であるが、国等は本法第二十条の交付の方針に沿って中小企業者等への特定補助金等の交付を毎年度行うにも関わらず、経済産業大臣が各省各庁の長等に一つ一つ資料提出の要請手続を経ることは迂遠である。このため、本条により経済産業大臣(中小企業庁)から各省各庁への要請を擬制し、個別の要請がなくとも通知しなければならないこととしたもの。

(第2項) 前項に基づき、各省各庁の長等から通知された実績の概要の要旨を公表することにより、中小企業者等

による新技術を利用した事業活動支援のための国の取組状況を明らかにすることとしたものである。

(各省各庁の長等に対する要請)

第二十二條 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者等への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

【趣旨】 この法律によつて国等は特定補助金等を中小企業者等に交付する機会の増大に努めるべきこととされ、さらに国はその目標等を明らかにするために交付の方針を作成することとなっているが、これらの努力義務が履行され、交付の方針が実現されるためには、それを担保する仕組みが必要であるため本規定を設けたもの。

【解説】 要請を行いつる者は、中小企業の育成・発展に係る事務を司る経済産業大臣及び中小企業の行う事業の主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣等）であり、要請を行うケースとしては、中小企業者等への支出機会の増大を図るよう努力していない場合などが想定される。具体的には、第二十条の交付の方針に則して各省の取組がなされていない時等が挙げられ、要請の相手方は補助金等の交付等を行う各省各庁の長又は特定独立行政法人等の主務大臣となる。

【用語の解説】

「要請」（法律的效果）

要請とは、ある者に対して一定の事項を請い求めることであり、その者が拒否した場合において、要請の内容を強制することはできない。あくまで要請を受けた者の自主性を尊重しつつその協力を求めるものである。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十三條 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証（中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものについては、適用しない。

【趣旨】 特定補助金等の交付を受けて新技術の研究開発を実施した中小企業者に対し、その成果の事業化にあつ

て資金繰りの円滑化を図るため、中小企業信用保険法の特例を設けるもの。

【解説】

(第1項) 本節の、国等から特定補助金等の交付を受けて行った新技術の研究開発成果を利用して行う事業活動のために要する費用は、中小企業信用保険法第三条の八に規定する新事業開拓保険の対象とする「新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新事業の開拓に要する費用」に該当すると考えられる。本項においては、この新事業開拓保険の保険関係に関する特例措置として、中小企業者が特定補助金等の成果を利用して事業活動を行う場合における特定新技術事業活動関連保証について、新事業開拓保険の保険限度額につき一中小企業者あたり二億円を三億円に、組合等については四億円を六億円に、それぞれ引き上げる措置を講ずることにより、必要とする資金調達を円滑にするものである。

なお、新事業開拓保険制度は、事業を実施する者を対象としていることから、保証を希望する時点で未だ事業を営んでいない個人は対象に含まれない(いったん事業を開始すれば当該者は中小企業者に該当することとなるため、対象となる)。

(第2項) 信用保証協会と中小企業金融公庫の間の保険契約については、八千万円を超えない無担保保証については自動的に無担保保険の保険関係が成立することとなる(中小企業信用保険法第三条の二第三項)。

一方、研究開発時には事業を営んでいなかった個人が中小企業者として事業を開始して間もない場合や、中小ベンチャーが高い技術を持ちながらも信用力に乏しい場合には、当該事業者が特定補助金等による高度な研究開発の成果を利用して新たにリスクの高い事業活動を行うに当たって第三者の保証を取り付けることが一般的に困難であると考えられることから、無担保・無保証人による融資が必要になる場合が多い。他方、こうした者は事業として不安定な段階にあるため、一般的な資金需要が高い。よって、対象資金を問わず、広く多様な事業用途に必要な資金につき利用が可能な無担保保険については、そうした信用力に乏しい中小企業にとつて、今後、新事業開拓以外の使途に係る資金需要に伴う付保の必要性が発生する場合のために枠を確保しておくことが適当である。

このため、本項では、特定新技術事業活動関連保証のうち、無担保・無保証人による保証については無担保保険の保険関係の成立を排除し、新事業開拓保険の保険関係を直接成立させることとしている。

この場合、中小企業信用保険法施行令第二条第六項において、中小企業の代表者のみを保証人とする場合には、特に二千万円までの特定新技術事業活動関連保証につき、そのリスクに応じた保険料(〇・九%)による無担保・無保証人特例が適用されるようにすることによって、信用保証協会からの付保がなされやすくする措置を併せて講じている。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第二十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 特定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)(又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)(又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株

予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

【趣旨】 特定補助金等の交付を受けて新技術の研究開発を実施した中小企業者等に対して、その成果の事業化にあたって資金調達の円滑化を図るため、中小企業投資育成株式会社法の特例を設けるもの。

【解説】

(第1項) 第一号(設立投資)の特例については、中小企業投資育成株式会社法における設立投資の対象者は、その設立しようとする株式会社の本規模において三億円以下と定められているが、特定中小企業者(第二条第九項)及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等に係る成果の事業化を実施するために株式会社を設立する資金を必要としている場合には、資本金が三億円を超える株式会社を設立しようとする場合であつても対象とするもの。ここで、特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人を特例の対象に加えたのは、株式会社創立前には事業を行っていないために中小企業者の概念には含まれていないものの、今後株式会社を起して事業活動を行おうとしている者を支援することは、中小企業者となつて事業活動を行おうとしている者を支援することであり、中小企業技術革新制度の趣旨に合致すると考えられるからである。

第二号(一般投資)の特例については、中小企業投資育成株式会社法における一般投資の対象者の資本規模が三億円以下の株式会社とされているものを、特定中小企業者が特定補助金等に係る成果の事業化を実施するための資金調達に当たつて株式等を発行する場合には、資本金が三億円を超える株式会社であつても対象とするもの。一般投資の特例については、前項の設立投資の特例の場合と異なり、既に事業活動を行っている株式会社のみが対象となるため、事業を営んでいない個人は対象となりえない。

(第2項) 第六条第二項と同旨。